

名古屋港 7 1 号岸壁陸上電力供給設備の利用及び利用料に関する要綱

令和 7 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、名古屋港におけるカーボンニュートラルポートの形成に資する取組として、停泊中船舶への電力供給の促進及び供給可能な船舶の普及を図ることを目的に設置する陸上電力供給設備の利用及び利用料について定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 対象となる施設は、別表 1 に掲げる陸上電力供給設備（以下「本設備」という。）とする。

(利用承認)

第 3 条 本設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ様式 1 の陸上電力供給設備利用申込書に必要事項を記載の上、名古屋港管理組合に提出し、承認を受けるものとする。

(利用期間)

第 4 条 本設備は、一般利用に供するものであり、利用の期間は一月以内とする。ただし、特に承認を受けたときは、この限りでない。

(実績報告)

第 5 条 利用者は、本設備の利用終了後、様式 2 の陸上電力供給設備実績報告書に必要事項を記載し、最終利用日の属する月の翌月 10 日までに名古屋港管理組合に提出するものとする。

(利用料)

第 6 条 本設備の利用料は、実費相当額として、利用電力量に対して別に定める基本料金及び利用電力量に名古屋港管理組合が契約する小売電気事業者の電力量単価を乗じた電力量料金を合算したものとする。

2 前項に規定する基本料金の単価は、毎年度必要に応じて見直しを行うものとする。

3 第 1 項に規定する電力量単価は、最終利用日の属する月の小売電気事業者の電力量単価を適用するものとする。

(利用料の支払)

第 7 条 利用者は、前条に規定された利用料を名古屋港管理組合が発行する納入通知書により支払うものとする。

(利用に関する事項)

第8条 利用中は、本設備を善良な利用者の注意をもって管理しなければならない。

(補則)

第9条 利用者は、本設備を利用するに当たって、この要綱に定めるもののほか、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）、名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和36年名古屋港管理組合条例第2号）、同施行規則（昭和36年名古屋港管理組合規則第7号）その他法令等を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

岸壁	陸上電力供給設備
71 号岸壁	名古屋港管理組合 W71 No.1 陸上電源盤
	名古屋港管理組合 W71 No.2 陸上電源盤

陸上電力供給設備利用申込書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名

次のとおり陸上電力供給設備の利用を申し込みます。

岸 壁	
陸 上 電 力 供 給 設 備	
船 名	
利 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分から
	年 月 日 時 分まで
備 考	

〈利用条件〉

(環境保全等)

第 1 条 利用者は、利用物件及びその周辺の環境保全に努めなければならない。

(善管注意義務及び利用上の制限)

第 2 条 利用者は、利用財産を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 利用者は、利用財産を利用目的以外の用途に供してはならない。

3 利用者は、利用財産を第三者に使用させてはならない。

(取消し・変更等による損害賠償免責)

第 3 条 名古屋港管理組合港湾施設条例 第 7 条の規定により、許可を取り消し、又は変更した場合は、この処分が生じた一切の損害について本組合はその責を負わない。

(実地調査等)

第 4 条 管理者は、必要があるときは、港湾施設について随時実地に調査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持又は使用に関し指示することができるものとし、利用者はこれを拒み、又は妨げてはならない。

陸上電力供給設備実績報告書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所
氏 名

次のとおり利用しました。

岸 壁	
陸 上 電 力 供 給 設 備	

船 名	利 用 期 間	利用開始 指 示 値	利用終了 指 示 値	差引使用 電 力 量
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで			kWh
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで			kWh
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで			kWh
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで			kWh
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで			kWh
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで			kWh
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで			kWh
合 計				kWh

※ 1 「利用開始指示値」、「利用終了指示値」及び「差引使用電力量」の数値は、小数点第 1 位の位まで記載ください。

※ 2 記入欄が不足の場合は別紙を追加してください。